

申告をお忘れなく!

所得税は税務署、市民税・都民税は市役所で

2月16日(木)～3月15日(水)

「税」は皆さんが安心して暮らせるよう、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も、所得税と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは2月16日(木)～3月15日(水)の期間に、所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で行います。各会場とも車での来場は遠慮ください。なお、申告は郵送でもお受けします。申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、返信用の切手と封筒を同封してください。

所得 税

申告書は自分で書いて提出はお早め!
所得税の申告と納税は、2月16日(木)から3月15日(水)まで
個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(金)まで

申告と相談は東村山税務署 (〒189 8555 東村山 市本町1ノ20ノ22、☎042-394-6811)へ。
土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月19日と26日の日曜日に限り、午前9時～正午と午後1時～5時に同税務署で、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。この2日間

所得 税の 確定 申告が 必要な 方

(1) 事業を営んでいる方
不動産所得などがある方
土地・建物等やゴルフ会員権お

自宅や事業所のパソコンで らくらく確定申告

まずは国税庁のホームページへアクセス!

- ① 確定申告書の作成は
→「確定申告書作成コーナー」で
- ② 作成した確定申告書の送信 提出は
→「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」で
国税庁ホームページアドレス
http://www.nta.go.jp
「e-Tax」ホームページアドレス
http://www.e-tax.nta.go.jp
「e-Tax」ヘルプデスク = ☎0570-015901
(受け付けは月曜～金曜日の午前9時～午後5時)

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、市役所・各会場とも次のものに限定させていただきます。

- (1) 提出のみの方 = 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの
- (2) 簡易な申告の方 = 給与や公的年金のみの収入の方
前記に該当し、医療費控除や寄付金控除のある方
なお、簡易な申告の方で、市役所においていただく場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など分かるところは記載し、筆記用具・計算機をご持参ください。市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスを行います。確定申告書はご自身で作成していただきます。

【ご注意】市役所でお受けする市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付される方は税務署へ申告してください

市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所 2階204・205会議室	2月16日(木)から 3月15日(水)まで	午前8時半～11時 午後1時～5時
西部地域センター 3階第2・第3講習室	2月6日(月) 2月7日(火)	午前9時半～11時 午後1時～4時
南部地域センター 2階講習室	2月8日(水)	
東久留米団地 第2・第3集会所	2月9日(木)	

各会場とも、土曜・日曜日はお休みです。また、車での来場は遠慮ください。

確定申告の無料相談(税理士会)

会場	日程	受付時間
市役所 7階701会議室	2月6日(月)と 2月13日(月)から 2月17日(金)まで	午前9時半～11時半 午後1時半～3時半

受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

ご注意ください

公的年金の収入が昨年と同じ金額の方(昨年非課税の方)でも課税となる場合があります。また、老年者控除の廃止に伴い、寡婦・寡夫控除が何歳でも受けられるように変わります。

(3) 老年者控除等の廃止に伴い、17年より公的年金等から源泉徴収税額を引かれていた方、年金を2力所以上から受けている方は確定申告が必要となる場合があります

サラリーマンで還付申告をされる方へ

還付申告は2月15日以前でも受け付けています。

よび株式等を譲渡した方などで、17年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額および定率減税額の合計額より多い方

(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
給与の年収が2000万円を超える方
給与を2力所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方
給与以外の所得が20万円を超える方
同族会社の役員等で、その法人から貸付金の利子や不動産の賃料などの支払いを受けている方
所得税の源泉徴収が行われない家事従事者、在日外国公館に勤務する方および国外で支払いを受ける給与等のある方など

納税には口座振替をご利用ください
申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用

市民税・都民税

申告と相談は課税課市民税係(市役所2階、内線2333～2337)へ。
土曜・日曜日、祝日はお休みです。

申告が必要な方

(1) 18年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方
勤務先から市役所へ給与と支払報告書の提出がない方
給与を2力所以上から受けている方
17年中に退職し、18年1月1日現在就職していない方
給与のほかに地代、家賃原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要はありませんが、市民税・都民税では申告する必要があります)

(3) 18年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

前年中に収入のなかった方も申告を
前年(17年)中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方」にその旨を記入し提出してください(同居の方の扶養になつていない場合は除く)

申告に必要なもの
申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・生命保険料・損害保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書 国民健康保険税・国民年金で前年中に支払った領収書等 障害者をお持ちの方は障害者手帳または証明書 印鑑

申告書は、申告する必要があると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない方は、課税課市民税係へご連絡ください。なお、申告書は上の原・ひばりが丘・滝山の各出張所にも用意してあります。

申告に必要な方

(1) 「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当する方で、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

(2) 給与所得者で給与以外所得がなく、勤務先から市役所へ給与と支払報告書を提出済みの方

(3) 給与所得者の妻などで、同居の方の扶養になつていない方
(4) 17年中から継続して生活保護を受けている方

公的年金等控除額が変更
年齢65歳以上の方の公的年金等の収入金額から控除される額が変更になります(右表参照)。65歳未満の方については

市民税・都民税の算出方法が変更になります。
地方税法などの改正に伴い、18年度から次の項目に関する市民税・都民税の算出方法が変更になります。

公的年金等控除額の変更

65歳以上の方	年金収入金額	年金所得金額
	260万円以下	年金収入 - 140万円
17年度まで(変更前)	～460万円以下	年金収入×75% - 75万円
	～820万円以下	年金収入×85% - 121万円
	820万円超	年金収入×95% - 203万円



18年度から(変更後)	330万円以下	年金収入 - 120万円
	～410万円以下	年金収入×75% - 37万5千円
	～770万円以下	年金収入×85% - 78万5千円
	770万円超	年金収入×95% - 155万5千円

市民税・都民税の算出方法が変更

年齢65歳以上の方で合計所得金額が1000万円以下の方が受けられた控除48万円(所得税50万円)が廃止されます。

老年者控除が廃止

年齢65歳以上の方に適用されていた非課税措置が廃止されます。

ご注意ください

年齢65歳以上の方に適用されていた非課税措置が廃止されています。ただし、18年度は17年1月1日現在、年齢65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方の所得割および均等割の税額を3分の2に減額します。